第六十九条の二の見出しを「（役員等以外の者としての勤続年数及び役員等勤続年数の計算）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第三十条第四項（退職所得）」を「第三十条第五項」に改め、「（前条第一項第一号の規定により計算した期間をいう。第七十一条の二第五項（特定役員退職手当等と一般退職手当等とがある場合の退職所得の金額の計算）において同じ。）」を削り、「法第三十条第四項に」を「同項に」に、「第七十一条の二第五項に」を「次項及び第七十一条の二第十三項に」に、「計算するもの」を「計算した勤続年数」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の調整後勤続期間のうちに役員等勤続期間がある場合には同項の役員等以外の者として勤務した期間には当該役員等勤続期間を含むものとし、居住者が支払を受ける法第三十条第一項に規定する退職手当等が退職一時金等である場合にはその退職一時金等に係る前条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間を第一項の退職手当等に係る調整後勤続期間のうち役員等以外の者として勤務した期間として、同項の規定を適用する。

第六十九条の二に第一項として次の一項を加える。

法第三十条第四項（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間（前条第一項第一号の規定により計算した期間をいう。次項及び第三項並びに第七十一条の二第十三項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）において同じ。）のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が法第三十条第四項に規定する役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数とする。

第七十条第一項中「第三十条第五項第一号」を「第三十条第六項第一号」に改め、同項第一号中「この条から」を削り、「特定役員退職手当等と一般退職手当等」を「一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等」に改める。

第七十一条中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改める。

第七十一条の二の見出しを「（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）」に改め、同条第六項中「と一般退職手当等」を「及び一般退職手当等又は短期退職手当等」に、「第一項」を「第三項、第五項及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第五項第二号中「一般退職手当等」の下に「又は短期退職手当等」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第三十条第五項」を「第三十条第六項」に、「第一項第一号に」を「第三項第一号、第五項第一号又は第七項第一号に」に、「、同号」を「、第三項第一号、第五項第一号又は第七項第一号」に改め、同項第一号中「退職所得控除額の計算の特例）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第三項中「前項」を「第二項に規定する短期勤続年数、同項、第四項、第六項若しくは第八項に規定する重複勤続年数又は第四項」に改め、「又は重複勤続年数」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第三十条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときの第一項第一号イ又は第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額は、第一項第一号イ又は第七項第二号イの合計額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一　第七十条第一項第一号（退職所得控除額の計算の特例）に規定する前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合　短期勤続期間のうち当該前に支払を受けた退職手当等（短期退職手当等に該当するものに限る。）に係る期間を基礎として同号の規定により計算した金額

二　短期勤続期間の全部又は一部が第七十条第一項第二号に規定する前の勤続期間等と重複している場合　その重複している期間を基礎として同号の規定により計算した金額

第七十一条の二第二項中「（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）」を削り、「この項及び第四項」を「この条」に改め、「（一般退職手当等につき同条第一項各号の規定により計算した期間をいう。）」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5　その年中に短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合（その年中に一般退職手当等がある場合を除く。）の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。次号において同じ。）を控除した残額（同号イの短期退職手当等の収入金額が同号イに規定する短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）

イ　四十万円に特定役員等勤続年数（前項に規定する特定役員等勤続年数をいう。第七項第一号イにおいて同じ。）から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

二　その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額をいう。ロにおいて同じ。）を控除した残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。イにおいて同じ。）が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と百五十万円との合計額

6　前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間により計算した年数をいう。

7　その年中に一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。第三号及び第九項第一号において同じ。）を控除した残額

イ　四十万円に特定役員等勤続年数からロに規定する重複勤続年数とハに規定する重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に重複勤続年数（特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）及び特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額

ハ　十四万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額

二　その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。ロ、次号及び第九項第二号において同じ。）を控除した残額が三百万円以下である場合　当該残額の二分の一に相当する金額

(1)　四十万円に第二項に規定する短期勤続年数から(2)に規定する重複勤続年数と(3)に規定する重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に重複勤続年数（短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）及び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額

(3)　十三万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　百五十万円と当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額